

商用・非商用を問わず、事前許可のない転載・再配布・翻訳・要約等一切を禁止

『日本書紀』に見る 6、7世紀の東アジア情勢に関する一考察

A Study of the East Asian Situation in the Sixth and Seventh Centuries as Seen

in the Nihon Shoki

2026年1月

2026年2月19日更新

椎名 裕信

正式公開先:Zenodo

著者名:椎名 裕信 (Hironobu Shiina)

ORCID : 009-0005-6158-3320

代表 DOI: 10.5281/zenodo.18120675

連絡先:h.shiina.contact@gmail.com

商用・非商用を問わず、事前許可のない転載・再配布・翻訳・要約等一切を禁止

This work is protected under international copyright conventions.

本論は次に上げる拙論文に関しての続く時代である6世紀に関わる日本の外交関係に

関して考察を行うものである

『日本書紀』に見る4世紀末から5世紀後期の外交記録の一考察

DOI: 10.5281/zenodo.17474831

(本論では「前掲書」とする)

本論は次に上げる拙論文の内容を使用しているものがある

「春秋二倍暦から見る『日本書紀』」(「本論では「参考文献①」という」

DOI: 10.5281/zenodo.15306422

(Observations on the Nihon Shoki from the Perspective of the Spring-Autumn

Double-Year Calendar System” DOI: 10.5281/zenodo.15306170)

商用・非商用を問わず、事前許可のない転載・再配布・翻訳・要約等一切を禁止

第一部 6世紀半ばに関連する考察

『日本書紀』における6世紀の外交記録に関しては継体天皇の時期に大きな動きがあるといえる。まず継体天皇六年に百濟に対して任那の四県の割譲が行われている。その後、『日本書紀』の記述によれば継体天皇二十一年に新羅により占領された南加羅及び喙己を任那に併呑させるために6万の軍を派兵しようとしたところ、新羅の働きかけにより九州の磐井が反乱を起こしたとなっている。

継体天皇時代に磐井の乱が起ったことは古事記にも記されていることからおそらく事実であろう。

しかし、新羅への出兵を阻止するために磐井が反乱をしたとすることには疑問が生じる。新羅による任那に対する進出はこの年に特に前提となる事件もなく起こっており、唐突感が否めない。継体天皇二十一年の新羅による南加羅等の占領およびそれに対する出兵計画というのは別の時期の天皇の二十一年の出来事ではないかと推測する。

「前掲書」において推古天皇三十一年に記載される任那を占領した新羅への出兵は、欽明天皇二十一年の出来事ではないか、との推測を行っている。そこで継体天皇二十一年における新羅に対する派兵に関する事項も同じく欽明天皇二十一年の時の記録が継体天皇の出来事と配置されてしまったのではないかと推測する。

そのため本来継体天皇二十一年に起きたのは磐井の乱のみでありこの年において
©2026 Hironobu Shiina All Rights Reserved.

は新羅には任那地域に特段の動きがあったわけではないのではないか、と思われる。

磐井の乱についてはよく繼体天皇二十二年の冬によく鎮圧されている。その後
繼体天皇二十三年には百濟からは多沙津を新羅は新羅の上臣により四箇所の村を自國
の領土に組み込んだことが記されている。以上のことから百濟への任那の四県の割譲
による任那地域の縮小と九州における磐井の乱による半島への影響力の行使が弱まっ
たことを要因として新羅が任那地域に勢力を伸ばすことができたと想定することができ
きるのではないかと思われる。

なお、磐井の乱のあとに新羅が任那地域に進出していることから磐井の乱に関し新
羅からの働きかけがあった可能性については排除することはできないであろう。

『日本書紀』

(繼体天皇) 六年 (略) 冬十二月 百濟遣使貢調 別表請任那國上哆唃 下哆唃

娑陀 牟婁 四縣 (略) 而宣勅 付賜物 幷制旨 依表賜任那四縣

(繼体天皇) 二十一年夏六月 (略) 江毛野臣率衆六萬 欲往任那爲復興建新羅

所破南加羅・喙已吞而合任那 於是、筑紫國造磐井 陰謀叛逆猶預經年 恐事難

成 恒伺間隙 新羅知是 密行貨賂于磐井所而勸防遏毛野臣軍 (略)

商用・非商用を問わず、事前許可のない転載・再配布・翻訳・要約等一切を禁止

(繼体天皇) 二十二年冬十一月 (略) 大將軍物部大連麿鹿火 (略) 遂斬磐井

(略)

(繼体天皇) 二十三年春三月 百濟王謂 (略) 請 以加羅多沙津 (略) 以津賜

百濟王 (略) (略)新羅以大臣爲上臣 (略) 上臣抄掠四村 金官 背伐 安多 委

陀 是爲四村 一本云 多多羅 須那羅 和多 費智爲四村也

古事記 繼体天皇記

(略) 此御世 竺紫君石井 不從天皇之命而 多无禮 (略)

継体期後期における任那地域に対する新羅の勢力進出が続いたことは欽明期における『日本書紀』の記述からうかがえる。

ここで『三国史記』の西暦 548 年から 554 年にかけての記述を見ていく。

* ここで取り上げる西暦 548 年から 554 年は朝鮮半島の三国においては次のとおりになる。

新羅：眞興王九年から十五年

百濟：聖王二十六年から三十二年（『日本書紀』においては聖明王）

（西暦 554 年は威德王元年でもある）

高句麗：陽原王四年から十年

西暦 548 年には高句麗が百濟を攻め、それに対し百濟は新羅の援軍を得てその侵攻を防いでいる。2 年後の西暦 550 年には百濟が高句麗の城を占拠したため、高句麗も百濟の別の城を攻めた。これを見た新羅は高句麗に軍を進め 2 つの城を落としている。

翌年の、西暦 551 年に、高句麗は突厥に攻められており、これを受けてか新羅が高句麗を攻め 10 の群もしくは城を落としている。そして 2 年後の西暦 553 年には新羅が百濟の東北の地域を占拠している。

これに対し百濟は翌年に新羅に攻撃をしたものとの時の百濟王である聖王が戦死する結果となった。その後高句麗が百濟を攻めたもののこれは百濟が撃退している。

『三国史記』

新羅本紀 第四

(真興王) 九年春二月 高句麗與穢人 攻百濟獨山城 百濟請救 (略)

(真興王) 十一年春正月 百濟拔高句麗道薩城 (略) 王乘兩國兵疲 命伊浪異
斯夫出兵擊之取二城 (略)

(真興王) 十二年 (略) 三月 (略) 侵高句麗乘勝取十郡

(真興王) 十四年 (略) 秋七月取百濟東北鄙 (略)

(真興王) 十五年，秋七月 (略) 百濟王明禮與加良 來攻管山城 (略) 急擊殺
百濟王 (略)

百濟本紀 第四

(聖王) 二十六年春正月 高句麗王平成與漢謀攻漢北獨山城 王遣使請救於新
羅 羅王命將軍朱珍 (略) 至獨山城下與麗兵一戰大破之。

(聖王) 二十八年，春正小 (正?) 月王遣將軍達己 領兵一萬 攻取高句麗道
薩城 三月高句麗兵圍金峴城

(聖王) 三十一年秋七月 新羅取東北鄙 (略)

(聖王) 三十二年秋七月王欲襲新羅 (略) 新羅伏兵發與戰 為亂兵所害薨

(略)

百濟本紀 第五

(威德王) 元年，冬十月，高句麗大舉兵來攻熊川城，敗衄而歸。

高句麗本紀 第七

(陽原王) 四年春正月 (略) 攻百濟獨山城 新羅將軍朱珍來援 故不克而退

(略)

(陽原王) 六年春正月百濟來侵 陷道薩城 三月攻百濟金峴城 新羅人乘間取二城 (略)

(陽原王) 七年 (略) 秋九月突厥來圍新城 不克 (略) 新羅來攻取十城

(陽原王) 十年冬攻百濟熊川城不克 (略)

この百濟の聖王戦死における『日本書紀』の記載を確認すると次のようになる。欽明天皇十二年（西暦 551 年）に百濟が高句麗からかつての国都であった漢城を奪還し、平壤まで進軍した記事がある。その翌年の欽明天皇十三年（西暦 552 年）には、この 2 地域から百濟が撤退し代わりに漢城は新羅が占領したことが記されている。（この記述からは平壤についても百濟が占拠していることになるが、その場合は、

平壤は南平壤（北漢城）を指している可能性が高いであろう）

なお、先に記したように西暦 551 年には突厥が高句麗を攻めた年であり、『三国史記』には、同年に新羅が高句麗を攻め、領土を奪取していることからすると百濟も新羅と同じく高句麗に軍事行動を起こす蓋然性が高いため、百濟が北上して軍事作戦を行ったことは事実である可能性が高いと考えられる。

そして欽明天皇十五年（西暦 554 年）には百濟は王子であった余晶（後の威徳王）による発案で新羅を攻めたものの聖明王（『三国史記』における聖王）が戦死したとなっている。

この中で、西暦 551 年の出来事については『三国史記』には記載はない。これは新羅を正統とする『三国史記』においてその編者が、百濟が高句麗から奪還した漢城を翌年に新羅が占拠したことを新羅の正統性にとって障りがあると判断したために記載しなかった可能性はあるものの詳細は不明である。

* 『日本書紀』の記述を見ると新羅は百濟が漢城を放棄したあとに進出を行っているとしていること、また聖明王が首を着られるときに盟約違反を告げられているため先の新羅の漢城占拠は新羅が百濟を攻めたためではない可能性がある。また、欽明天皇十三年（西暦 552 年）には百濟が高句麗新羅の連合軍に攻撃される旨の報告をしている

ことから西暦 551 年もしくは 552 年に百濟の側で新羅に対しての何らかの盟約違反を行った可能性がある。

また西暦 551 年に百濟が高句麗から奪還した土地については翌年に新羅が占拠した土地に関し『三国史記』では百濟の「東北鄙」と表現されていること、及び、西暦 554 年には高句麗が百濟に攻撃を行っていることからすると、百濟が西暦 551 年に奪還した地域は内陸部のみで沿岸部については高句麗領のままであったと考えるのが妥当であると推定できる。

このことは奪還翌年には早くも百濟が放棄したとされていることから高句麗からの圧力に容易にさらされる地であると推測できることも伺うことができるだろう。

『日本書紀』

(欽明天皇) 十二年 (略) 百濟聖明王親率衆及二國兵二國 謂新羅 任那也 往

伐高麗 獲漢城之地又進軍討平壤 凡六郡之地遂復故地

(欽明天皇) 十三年 (略) 五月戊辰朔乙亥、百濟 加羅 安羅 (略) 等奏曰 高
麗與新羅 通和并勢謀滅臣國與任那故 謹求請救兵 先攻不意 (略) 百濟 棄漢
城與平壤 新羅 因此入居漢城今新羅之牛頭方 尼彌方也 (略)

(欽明天皇) 十五年 (略) 餘昌謀伐新羅 (略) 其父 明王憂慮 餘昌長苦行陣
久廢眠食 父慈多闕子孝希成 乃自往迎慰勞 新羅 聞明王親來 悉發國中兵斷道
擊破 (略) 是時、新羅、謂佐知村飼馬奴苦都更名谷智曰 (略) 苦都 乃獲明王
再拜曰 請斬王首 明王對曰 王頭 不合受奴手 苦都曰 我國法 違背所盟 雖曰
國王 當受奴手 (略)

これらから見るように新羅は高句麗と共同して強大化を進めていた。その中でも倭国にとって大きな出来事となるのは西暦 560 年に新羅が任那地域の占領を行ったと思われることである。

これは『日本書紀』においては欽明天皇二十三年及び繼体天皇二十一年にあたる記事を誤って配置したと思われる推古天皇三十一年の新羅への出兵計画に関する記事においてみることができる。(「前掲書」参照)

*先の述べたように繼体天皇二十一年の新羅への出兵計画も本来欽明天皇二十一年の新羅による任那地域への侵攻を受けてのものである可能性が高い。

しかしながら、この時は出兵が実施されていない。これは欽明天皇二十二年に新羅からの貢納の記事があることから、この時期には新羅が倭国に対し恭順の意思を示していたことが伺われる。そのため、欽明天皇二十一年の時期に新羅への出兵が計画されながらも実行されなかった可能性が高いと思われる。

その後、西暦 562 年には新羅は任那の宮家を滅ぼしたことが『日本書紀』の欽明天皇二十三年の記事に書かれている。

宮家を滅ぼしたことは倭国の現地に対する影響力（貢納義務）に対する確定的な出来事であると推測ができる。

そのためかこのときは実際に新羅に対しての出兵が行われている。しかしその勝敗に関しては明確ではない。

とはいっても、出兵前と後に新羅からの貢納の使者が来たことが記されていること、新羅からの貢納の使者は続く敏達天皇の時期にも記されている。そのため新羅は倭国の勢力下で有り続けていると考えられる。よって、おそらく倭国の出兵は目的を達成したと考えられる。このことは、新羅の拡大がこの後止まっていること、更には先に記したように領土を奪われた上に国王を戦死させられ国力が弱体化していた百濟により、新羅の真智王二年（西暦 577 年）に侵攻を受けるなど、周囲に領土を拡大させていた新羅の国力が相当程度衰弱していたと推測できる。これらのことからも倭国の出兵により国力を減衰させた可能性が高いことを伺うことができる。

また、孝徳天皇二年に当たる大化二年（西暦 646 年）の記事からはそれまでは新羅が任那の分を含めて貢納を行っていたことが読み取れる。これは倭国の出兵原因である 562 年に新羅が任那の宮家を滅ぼしたことについて、この滅ぼした任那の宮家の倭

商用・非商用を問わず、事前許可のない転載・再配布・翻訳・要約等一切を禁止

国に対する義務をそのまま受け継いでいたことを強く推認させる。

そのため、西暦 562 年の新羅への派兵において、新羅が任那の貢納に関する責務を引き継ぐ条件を受け入れていた可能性が高いことからも、この派兵における倭国側の戦略目標が達成されていることから倭国側の勝利であった可能性を強く推測させる。

上記に関しては、倭国による朝鮮半島への影響力が保たれていたことは西暦 600 年頃の情勢を表していると推測できる隋書の記述に新羅と百濟が倭国を大国とし、使者を往来させていたと記されていることからも強く推測される。

『日本書紀』

(欽明天皇) 二十二年 新羅遣久禮叱及伐干 貢調賦

(欽明天皇) 二十三年 (略) 新羅打滅任那官家 一本云 廿一年 任那滅焉 總

言任那 別言 (略) 合十國 (略)

秋七月 (略) 新羅遣使獻調賦 (略) 遣大將軍紀男麻呂宿禰 將兵出哆喇 (略)

遂到任那 以薦集部首登弭 遣於百濟 約束軍計 登弭 仍宿妻家 落印書 弓箭於

路 新羅 具知軍計 卒起大兵 尋屬敗亡 乞降歸附 (略)

冬十一月新羅遣使獻并貢調賦 (略)

商用・非商用を問わず、事前許可のない転載・再配布・翻訳・要約等一切を禁止

(敏達天皇) 三年 (略) 十一月新羅遣使進調

(推古天皇) 三十一年 (略) 新羅伐任那 任那附新羅 於是天皇將討新羅 謀及
大臣詢于群卿 (略) 中臣連國曰 任那是元我內官家 今新羅人伐而有之

(孝德天皇) 二年 (略) 九月 遣小德高向博士黑麻呂於新羅而使貢質 遂罷任
那之調

『隋書』列伝第四十六 東夷 倭 (倭) 國

新羅百濟皆以倭爲大國 多珍物並敬仰之 恒通使往來

更にこの欽明天皇二十三年（西暦 562 年）の倭国の外征は新羅遠征に引き続き、新羅と共同していた高句麗に対しても遠征を行なったことが記されている。欽明天皇三十二年（西暦 571 年）の記事には高句麗が倭国に貢納の使者を送ってきていること、及びこのあと、倭国による高句麗に対しての戦闘記録がなくなることから、西暦 562 年の遠征により、高句麗に対しても倭国の軍事的優勢が確立された可能性が高い。

『日本書紀』には西暦 562 年以前にも繼体天皇本紀等に高句麗からの貢納が派遣されてきている。しかし軍事的な倭国の優勢は雄略天皇二十三年（西暦 479 年）の記事に水軍を率いて高句麗を破った記事がある程度のため詳細は不明である。

『日本書紀』

(欽明天皇) 二十三年 (略) 八月天皇遣大將軍大伴連狹手彥 領兵數萬 伐于

高麗 狹手彥乃用百濟計 打破高麗 其王踰牆而逃

(欽明天皇) 三十二年 (略) 高麗、獻物并表 (略)

((雄略天皇) 二十三年 (略) 筑紫安致臣 馬飼臣等 率船師以擊高麗 (略)

従来言われていることと逆になってしまうものの、西暦 562 年を境に倭国の朝鮮半島諸国に対する影響力が最大化していた可能性が高い。

西暦 562 年以降も高句麗に対しては臣下扱いをする事はない。そ

のため、西暦 400 年前後に確立したと思われる百済、新羅、任那

(伽耶) 地域に対するものよりは影響力は低いものであったと考えられる。(「前掲書」参照)

これは西暦 562 年の新羅への出兵が任那の宮家 (ミヤケ) を滅亡させたことを直接的な出兵理由としていることから、ミヤケがその地域における倭の行政機構の一部であった可能性が高い。(貢納 (調) を集めるための監察官、もしくは弁務官的な役割を持つ機関か?)

しかし西暦 562 年の記事には高句麗にミヤケを設置したという記

述がないことにも、高句麗に対しては明確な臣下扱いをすることがな
かった理由として留意する必要があろう。

貢納という一種の徵税権を行使できるようになった点について
は、『日本書紀』の崇神天皇紀が参考になるだろう。崇神天皇十一
年の記事に、四道將軍による平定の歲ではなく崇神天皇十二年の記
事に、日本国内において広く徵税権を行使できるようになったこと
からハツクニシラス天皇（御肇國天皇）と称されるようになってい
る。（なお、この二カ年はどちらも二倍暦による暦法による年であ
ることからどちらも西暦 248 年の記事のことになる。）以上の点か
ら徵税権の確立は支配権・影響権にとって重要なメルクマークであ
ったと考えができるだろう。（年数の推定については「参考
文献①」参照）

『日本書紀』

(崇神天皇) 十一年 (略) 四道將軍以平戎夷之狀奏焉 是歲 異
俗多歸 國內安寧

(崇神天皇) 十二年 (略) 始校人民、更科調役 (略) 是以 (略)
故稱謂御肇國天皇也

商用・非商用を問わず、事前許可のない転載・再配布・翻訳・要約等一切を禁止

第二部 推古天皇期における考察（6世紀後半から7世紀前半）

6世紀後半になると倭国内では動乱が相次ぐようになる。

用明天皇が崩御した用明天皇二年（崇峻天皇が前年）にあたる西暦587には用明天皇崩御後に大臣であった蘇我馬子と大連であった物部守屋との間で軍事衝突が起こっている（丁未の乱）この戦いは廐戸皇子等も陣営に加えていた蘇我馬子の勝利に終わった。

また、この5年後に当たる崇峻天皇五年（西暦592年）に、蘇我馬子による崇峻天皇の弑殺が起こっている。

以上のようにこの時期は倭国では国内の統治体制に大きな動乱が起きている。

『日本書紀』

(敏達天皇) 元年 (略) 以物部弓削守屋大連爲大連如故 以蘇我馬子宿禰爲大臣

(崇峻天皇即位前年) 秋七月 蘇我馬子宿禰大臣 勸諸皇子與群臣 謂滅物部守屋大連 泊瀬部皇子 竹田皇子 廐戸皇子 難波皇子 春日皇子 (略)

爰有迹見首赤檮 射墮大連於枝下而誅大連并其子等 由是 大連之軍忽然自敗

(崇峻天皇) 五年 (略) 十一月癸卯朔乙巳 馬子宿禰 許於群臣曰 今日 進東國之調 乃使東漢直駒弑于天皇 (略)

ここで海外の情勢を見ると西暦 589 年に中国では隋が南朝の陳を滅ぼし西晋以来の中華世界の統一を果たしている。

隋は開皇十八年（西暦 598 年）には高句麗が遼西地方に侵攻をしたことを理由に高句麗に大規模な侵攻を行ったものの撤退をしている。隋書の列傳第四十六においては遠征軍に疫病が流行りはしたものの、高句麗が謝罪をして終了となっている。しかし、帝紀第二の記載では 30 万の遠征軍の内 8~9 割が死亡しているとしていることから、隋軍は大きな損害を出したために、講和したとするのが妥当であろう。

* 高句麗への出兵については高句麗の遼西への攻撃に対する懲罰という側面が強いと思われることから隋軍の実数は隋書に記載された数よりも相当数少ない（3 万前後か?）と考える。（後述の西暦 612 年に関する兵力について参照）

これは仮に 30 万の兵力の大多数を失っていたとした場合においては隋の国内に大きな同様を発していたと考えられるものの、隋の文帝は名君として後世評価され続けていることからも、30 万の動員は過大であることの傍証となると考えることができる。

『隋書』帝紀第二

(開皇)十八年(略)二月(略)以漢王諒為行軍元帥水陸三十萬伐高

麗(略)

九月己丑漢王諒師遇疾疫而旋死者十八九(略)

『隋書』列傳第四十六 東夷 高麗(高句麗)

(開皇十八年)元率靺鞨之眾萬餘騎寇遼西(略)高祖聞而大怒命漢

王諒為元帥總水陸討之(略)復遇疾疫王師不振及次遼水元亦惶懼

遣使謝罪(略)上於是罷兵(略)元亦歲遣朝貢

隋書において倭国の使者が送られてきたのはこの2年後である開皇二十年(西暦600年のことである)。

この年には1月に高句麗が隋に使者を送ってきたという記載はあるものの上記の高句麗へ遠征が失敗したことから、隋が朝鮮半島戦略のために倭国に対し、使者を送るよう要請を受けた結果、倭国が隋に対し使者を送った可能性が考えられるだろう(「前掲書」において倭の五王時代の倭から宋に対する使者の派遣で同様の構造のものを見ることができる)。

『隋書』列伝第四十六 東夷 倭(倭)國

開皇二十年 倭王(略)遣使詣闕

『隋書』帝紀第二 高祖下

(開皇)二十年春正月辛酉朔上在仁壽宮 突厥 高麗 契丹並遣使貢方物

西暦 600 年の遣隋使に関して『日本書紀』に記録がないことについては「前掲書」で触れているが、乙巳の変により時の権力者である蘇我宗家の邸宅が焼け、歴史書の多くが消失したことに留意する必要があると考える。特に国家による専権事項と考えられる外交に関しては時の権力者である蘇我宗家が集中的に記録を保持していた可能性が高いと推測できる。そのため 600 年の遣隋使に関する記録については日本国内からは消失してしまっていたために記載されなかつたという可能性があるだろう。

*なお同様の政権中央が混乱をきたしたものとしては後に取り上げるが壬申の乱時においても天智天皇政権をそのまま引き継いでいた弘文天皇(大友皇子)の近江の朝廷が敗れることから、壬申の乱でも保管されていた外交文書散逸が起きていた可能性があるだろう。

倭国の側ではこの時の使者の報告から隋の先進的な社会システムを知り、国内改革に乗り出したと考えることができることが重要であろう。

また「前掲書」で雄略天皇九年の記事に関して推古天皇九年（西暦 601 年）の配置ミスではないか、との推測を行っている。これは上記に記したように 6 世紀後半において倭国の統治機構に混乱があったこと、及び、大陸に隋という統一国家が誕生し高句麗に軍を送り込んできたことを受けて貢納を止めたのではないかとの推測が成り立つ。これを受け、倭国が新羅に出兵したものと見ることができるだろう。

西暦 602 年（新羅の真平王二十四年、百濟の武王三年）には百濟が新羅に攻め入っている。また西暦 603 年（新羅の真平王二十五年、高句麗の豐陽王十四年）には高句麗が新羅を攻撃している。

これらは倭が影響力を行使した可能性を否定できないように考えられる。特に隋から大規模侵攻を受けて 5 年の高句麗が軍を起こした蓋然性から、先に述べた西暦 562 年において倭国が高句麗に対しての優位を確立したとの見解にも沿うものであろう。

商用・非商用を問わず、事前許可のない転載・再配布・翻訳・要約等一切を禁止

『三国史記』

新羅本紀 第四

(真平王)二十四年(略)秋八月百濟來攻阿莫城(略)

(真平王)二十五年秋八月高句麗侵北漢山城(略)

百濟本紀 第四

(武王)三年秋八月王出兵圍新羅阿莫山城(略)

高句麗本紀 第八

(嬰陽王)十四年秋八月王遣將軍高勝攻新羅北漢山城

『日本書紀』には推古天皇十一年（西暦 603 年）に冠位十二階、翌年の推古天皇十二年（西暦 604 年）には十七条の憲法を定めたことが記されており、国内の政治体制を整えていたことが伺われる。

更には推古天皇十三年（西暦 605 年）から十四年（西暦 606 年）にかけては仏像を制作していることから、文化面の制度も整えていることを伺うことができる。

『日本書紀』

(推古天皇) 十一年 (略) 十二月 (略) 始行冠位 (略) 幷十二階 (略)

(推古天皇) 十二年 (略) 夏四月丙寅朔戊辰皇太子親肇作憲法十七條

(推古天皇) 十三年夏四月辛酉朔 天皇 詔皇太子大臣及諸王諸臣 共同發誓願
以始造銅繡丈六佛像各一軀

(推古天皇) 十四年夏四月乙酉朔壬辰 銅繡丈六佛像並造竟

以上のように国内の政治、文化両面を整えた推古天皇十五年（西暦 607 年、隋の大業三年）に小野妹子を隋に派遣している。

この遣隋使においては隋書には隋の皇帝煬帝が倭国からの手紙に対して強い不快感を示したことが記されている。しかし、翌年、隋は返礼の使者として裴（世）清を倭国に派遣している。

隋書を見ると倭国の「日出處天子致書日沒處天子無恙云云」ということに対して煬帝は非常な不快感を示したことが記されている。これは「無恙」（おかわりありませんか？）となっていることから西暦 600 年における隋の皇帝である文帝に対しての書簡である。すでに帝位について 3 年目になっていた煬帝にとって、相手国の君主すら把

握せずに書簡を持参したことに対する憤りであったと見るのが自然であろう。これは

倭にとって隋は制度の進んでいる隣国という程度のものであった可能性が高い。

倭国の目的については、『日本書紀』において西暦 607 年の遣隋使の派遣前年に仏像

の作成記事があること、隋書の倭国からの使者の言葉が仏僧関連で記事があること、

さらに、推古天皇十六年の記事には対し、隋に使わされた 8 人のうち 4 人が学問僧で

あることから、仏教の最新の研究の移入についても目的として大きいものであったと

推測できる。

天子という用語については西暦 600 年に倭国が遣隋使を送るについて、こ

の年に使者を送る理由付けとしては先に記したように、西暦 598 年の隋が高

句麗遠征を失敗したことから隋の側で倭国に対して使者を要請したとするほ

うが自然であると考えることができる。この隋から求めた外交という視点か

らすると、倭国が隋と同等の称号を名乗ったとしても、それのみで激しい憤

りを示すことは不自然であるように思える

更に隋は皇帝が強い不快感を示しつつも裴（世）清を派遣していることから、隋の

国益にとって倭国が必要であったことを示しているだろう。

商用・非商用を問わず、事前許可のない転載・再配布・翻訳・要約等一切を禁止

また、隋書によれば大業四年（西暦 608 年）に裴世清を倭国に送り、その返礼が来たところで使者の往来が終了したことが記されている。そのため推古天皇十七年（西暦 609 年）における小野妹子の帰国により倭国と隋との国家間の往来は終了したと見ることができるだろう。

『日本書紀』

（推古天皇）十五年（略）秋七月戊申朔庚戌 大禮小野臣妹子遣於大唐（略）

（推古天皇）十六年夏四月 小野臣妹子至自大唐 唐國號妹子臣曰蘇因高 卽大唐使人裴世清（略）

九月（略）唐客裴世清罷歸 則復以小野妹子臣爲大使（略）是時 遣於唐國學生倭漢直福因 奈羅譯語惠明 高向漢人玄理 新漢人大闇 學問僧 新漢人日文南淵漢人請安 志賀漢人慧隱 新漢人廣濟等并八人也

（推古天皇）十七年（略）秋九月小野臣妹子等至自大唐

『隋書』列伝第四十六 東夷 倭（倭）國

大業三年 其王（略）遣使朝貢 使者曰 聞海西菩薩天子重興佛法 故遣朝拜 兼沙門數十人來學佛法 其國書曰 日出處天子致書日沒處天子無恙云云 帝覽之不悅 謂鴻臚卿曰 蟾夷書有無禮者 勿復以聞

明年 上遣文林郎裴清使於倭國（略）

於是設宴享以遣清 復令使者隨清來貢方物 此後遂絕

倭国の中華王朝に対する無遠慮さ、無関心さは「前掲書」において倭の五王について記しているとおり、これは中華王朝から冊封を受け るという認識を古来持っていた可能性が高いことから、特異な ものではないと考えることができるだろう。すなわち上下関係がある 国とは想えていなかったための水平的に隣国に対する外交と捉えてい た可能性があるだろう。

更に隋王朝は倭国に対しては冊封下との記録がない。日本列島は海 に隔てられており、中華圏に対して脅威となる行動を起こす存在でも ないことから、中華世界が規定する中華の天子が教化すべき周辺国で はなく、別の世界の国であるとみなしていた可能性を想起するこ ができる。

この倭国（もしくは日本）に対しては冊封を行わない対応は続く唐 王朝においても続いており、中華王朝にとっては倭国、後には日本は

中華世界にオブザーバーとして出席を行っている国と捉えていた可能

性もありうると推測できるだろう。

* 日本国内において例外的に中華王朝の権威を必要としてい

たとすれば 3 世紀なかばの曹魏との関わりにおいてくらいで

あった可能性がある。

この時代は魏からの鏡であると思われる三角縁神獣鏡が畿

内を中心に複数箇所で見つかることから、支配体制確立のた

め利用していた可能性は十分にありえる。

しかしながらこの魏との交流も「魏志倭人伝」(三国志魏

書東夷伝倭人の条)」によれば景初二年(西暦 238 年)(もし

くは景初三年(西暦 239 年))から正始八年(西暦 247 年)

までである。先に述べたとおり、西暦 248 年には崇神天皇が

四道將軍の派遣に世を行い、広域的な徵稅權の確立により御

肇國天皇と称されるようになっている。

これは支配權の確立により魏との交流の必要性がなくなっ

たためである可能性がある。(魏の内部で帝室である曹氏に

対する重臣の司馬氏の影響力が強まり政治的な混乱が高まっ

ていたために魏が海外と関わる余力がなくなってしまったためである可能性もある)

このように開化天皇末期から崇神天皇前期にかけては魏の冊封に一時的に入っていた可能性はあるものの、その従属の度合いはかなり弱いものであるよう思える。

「前掲書」でも触れているが冊封体制については、中華世界内における政治的な宣伝物である可能性が高い。

特に朝貢に関しては中華世界における天命思想を体現する儀礼といえるだろう。徳のある君主を慕って蛮夷が集まり中華の天子に捧げ物を行い、中華の天子はその徳を示して捧げ物以上の下賜を行う、という形式であるため、朝貢を行う側が得をする形式となっている。

そのため従属意識を持つことなく、経済的な利益のために、名目的に使者を派遣しているだけの国も十分に想定できる。

よって、国際関係として判定するには冊封や朝貢の記

録がされていることよりも、周辺国ごとに中華王朝が現実的に影響力を行使しうるか、朝貢国が中華王朝に依存しているかについて検討を行うことが必要であろう。

冊封体制が実際の東アジアの国際秩序の体現であるとの理解は、冊封体制に関して中国の歴代王朝に直接的な影響力を強く受ける地理的な条件を持つ統一新羅以降の朝鮮半島の歴代王朝をモデルケースとしていた可能性があるだろう。特に金・元・明・清などは陸上を塞ぐようないに朝鮮半島と接しており強い影響を与える存在であったと考えることができるであろう。

そこから冊封国は従属しているという一般則を導き、それを中国王朝の国力を考慮せずにすべての冊封国に当てはまるものとしてしまったために華夷秩序と冊封に関しての誤読がなされていた可能性があるだろう。

なお、3世紀半ばに倭が魏に対し使者を送ったについては次のように考えることができるだろう。

景初二年(西暦 238 年)に遼東の公孫淵が反乱を起こ

©2026 Hironobu Shiina All Rights Reserved.

し、魏はそれを鎮圧している。

この鎮圧による政治的効果を向上させるために、東夷の蛮夷が正当な中華世界の主である魏の王朝の徳をしたってやってきたという演出を行う目的で、魏が倭を招いた可能性がある。

もっともこれは上記で記したように三角縁神獸鏡の発掘の分布から倭の側でも魏の権威を使用していたと考えられるため、魏にとってのみの必要性だけではなく、倭の側でも中華の王朝の権威を必要と考えていたと言えるだろう。

*なお、崇神天皇五年から六年に（西暦245年）に疫病の流行と流民の発生、及び、反乱の発生により天神地祇を祀った記載があることから、神権的な面で三角縁神獸鏡を各地に配布していた可能性もある。この場合においては鏡の神秘性を重視するものであり、世俗的な政治的権威のためにによるものではない可能性もあるだろう。

さらに言えば2世紀はじめの永初元年（西暦107年）に倭国王帥升等が後漢王朝に使者を派遣したことについても西暦106年に和帝が崩御し、生後100日で即位した幼帝の殇帝も同年中に在位半年ほどで夭折し、それを安帝が継ぐといった後漢の帝室が不安定化していたために、海を隔てた倭人の王が入朝してきたということにより、不安定な皇帝の在位が続いた中華世界の天子の徳は高いものであるということを喧伝する効果を狙い、後漢が招待した可能性もありうるだろう。

*西暦57年の奴国が後漢に使者を送ったことについても前年である西暦56年に後漢の光武帝が封禅の儀を執り行っていることからその政治パフォーマンスのために海を隔てた倭国にある奴国を後漢の都である洛陽に招待し、金印の授与を行ったと考えることもできるだろう。

(*)『隋書』においては倭国の国王について「阿毎多利思北孤」という名で阿輩雞彌と号しているとしている。これはアメタリシヒコの名称で。オオキミとの称号であるとするの

が妥当である。

しかしこれは「天下を統治する大王」というものである。

そのため特定の固有人名ではなく当時の日本国内における天皇に対する称号をそのまま記載しているに過ぎないと推測する事ができるだろう。

ここで「ヒコ」は男性の人名に現れるものであるが、当時の日本は推古天皇であることから不具合があると考えることができる。しかしながら推古天皇は初の女帝であるというイレギュラーな天皇である。そのため、天皇の称号については従前のものをそのまま使用されていたために、男性の人名のような物となっているに過ぎないと推測することができるだろう。

また、「王妻號雞彌」と倭王の妻の号を「キミ」しているの記載がある。しかし「キミ」は主君に対する呼称である「君」の音写であると推測できる。以上のことから裴世清など隋の使者が倭に派遣されたときに推古天皇を倭王の妻と誤認し、推古天皇が周囲から「キミ」と呼称されていたために

「キミ」を倭王の妻に対する号と取ってしまった可能性があるだろう。

最後に太子について「利歌彌多弗利」と記載している。これは対しの国内における称号である可能性もあるが、厩戸皇子（聖徳太子）の諱である可能性についても留意する必要があるだろう。

『隋書』列伝第四十六 東夷 倭（倭）國

倭（倭）王姓阿每 字多利思比孤 號阿輩雞彌（略）

王妻號雞彌（略）名太子爲利歌彌多弗利

商用・非商用を問わず、事前許可のない転載・再配布・翻訳・要約等一切を禁止

第三部 7世紀前半から半ばに関する考察

その後の朝鮮半島の情勢を見ると大業八年（西暦 612 年）以降隋は高句麗に対し大規模な軍事侵攻を行っている。この年は百濟の武王十三年、新羅の真平王三十三に当たる。『三国史記』の記載を見ると百濟は隋より軍事計画の内容を聞き、新羅は隋に軍事援助を申し出ているという違いがある。そして同年の秋には百濟は新羅に軍事行動を起こしている。

この前後に関して『三国史記』では新羅は百濟、高句麗とは軍事的な衝突を繰り返していることが記されている。西暦 608 に当たる新羅の真平王三十年、高句麗の嬰陽王十九年には高句麗が新羅に侵攻を行ったことが記されている。これは同年に当たる推古天皇十六年に新羅からの帰化人が多かったとの記録があることから、おそらくは事実である可能性が高い。

前述したように推古天皇九年（西暦 601 年）に倭国は新羅に対し出兵を行ったと考えられ、また百濟及び高句麗に対して新羅への行動を取るよう影響力を発揮した可能性が高い。しかしこの時期においては倭国と新羅の間には特に大きな紛争はなく、それは新羅から倭国に多くの帰化を行いに来ていたということから伺うことができる。特に、西暦 612 年の記事に新羅は隋の高句麗遠征を促すかのような言動を行ったとの記載があるように、高句麗との連携を模索し、百濟および高句麗から強い警戒を産んでいた可能性があるだろう。

とはいっても、西暦 612 年に百済が新羅を攻撃したことの蓋然性は見えない。

そこで、倭国と隋の国家間の往来がこの直前に終了したことと合わせると、隋の大規模侵攻に対する事前情報を入手した倭国が自国の陣営への統制のために西暦 612 年における百済と新羅への隋への使者の派遣に情報収集のため何らかの影響力を行使した可能性はあり得るだろう。そして新羅がその意向を反する動きをしたことに対して百済が新羅に軍事行動を起こした可能性があるだろう。

百済のみならず新羅も含めて隋による高句麗への大規模遠征に乗じて北進を行っていなことからも、朝鮮半島の三国が正面衝突を行わないような統制を受けていたことを伺うことができるだろう。

* 隋の兵力について隋書（及びそれを写したと思われる『三国史記』）の記載にはこの遠征には左右 12 軍ずつの 24 軍に計 113 万 3800 人、号して 200 万の軍という記載がある。しかしこれは一軍が 5 万人弱の兵力がいたことになり、一軍の統率能力として過大である。

また中原地域の根拠地から離れた地域への遠征軍を維持するための兵站及び軍備の備蓄の問題、また軍事作戦は翌年も行われ、その翌年も計画されていたことからすると、国家運営が即破綻するものではなかったことが推測できる。隋の人口が 5000 万前後であったことを合わせると、この兵力はあまり

に過大である。しかしながら 113 万 3800 人という切のいい数字でないことが
らすると何らかの根拠がある数字である可能性が高い。そのためこの遠征軍
の兵力は実数の 10 倍した数字が記載されているのではないかと推測する。10
分の 1 であるとした場合、一軍あたりの兵力は 5000 人弱となり、総兵力とし
ても一軍の統制できる兵力としても妥当ではないかと推測する。

なお、13 万 3800 に 100 万を加えた可能性ありうる。この場合でも一軍
あたりの兵数は 5000 人強であり妥当な数であると考える。

『日本書紀』

(推古天皇) 十六年 (略) 是歲新羅人多化來

『三国史記』

新羅本紀 第四

(真平王) 三十年 (略) 二月高句麗侵北境虜獲八千人 四月

高句麗拔牛鳴山城

(真平王) 三十三年王遣使隋 奉表請師 隋煬帝許之 行兵事

在 (略) 冬十月 百濟兵來圍假岑城百日 縣令讚德固守 力竭

死之 城沒

百濟本紀 第四

(武王) 十二年春二月 遣使入隋朝貢 隋煬帝將征高句麗 王
使國智牟入請軍期 帝悅，厚加賞錫 遣尚書起部郎席律來 與王相謀
(略) 冬十月 團新羅假岑城殺城主讚德 滅其城

高句麗本紀 第八

(嬰陽王) 十九年春二月 命將襲新羅北境 虜獲八千人 夏四月 拔新羅
牛鳴山城

(嬰陽王) 二十三春正月 (略) 帝下詔曰 高句麗小醜 (略)
左十二軍 (略) 右十二軍 (略) 凡一百十三萬三千八百人 號二百萬

『隋書』帝紀第四 煬帝下

(大業) 八年春正月辛巳 大軍集于涿郡 以兵部尚書段文振為左候衛大將軍
(略)
左第 (略) 十二軍 (略) 右軍 (略) 十二軍 (略) 總一百一十三萬三千八百
號二百萬 (略)

倭国の政体は西暦 628 年の推古天皇崩御の後、舒明天皇があとを継いだ。舒明天皇の時代は厩戸皇子の遺児である山背大兄王皇子が、蘇我蝦夷との間で確執を見せるようになり、推古天皇時代の政権を担った皇族（厩戸皇子系）と蘇我蝦夷（蘇我宗家）との間に亀裂が生じていたことがわかる。。

特に西暦 640 年代になると強い動搖が起きている。皇極天皇元年（西暦 642 年）には山背大兄王家である上宮家では蘇我蝦夷への嫌悪感の言葉が出るなど不平が高まっていた。（論語の中でも孔子が魯の国君をないがしろにしていた三桓氏の中でも一番の権勢家であった季氏に対する憤りの言葉を使っていることからかなり強い言葉であったと推測できる）そして翌年、皇極天皇二年（西暦 643 年）11 月には蘇我入鹿は上宮王家を滅ぼすにいたっている。

その後、皇極天皇四年（西暦 645 年）には最高権力者となっていた蘇我入鹿及びその父である蘇我蝦夷ら蘇我宗家が皇族である中大兄皇子らにより、滅亡させられる乙巳の変が起きている。

これらのことから推古天皇時代の政権の中核を担っていた厩戸皇子系の上宮王家及び、蘇我馬子系の蘇我宗家の双方が滅びており、旧来の権力層のトップが消滅したことを示している。

その後、中大兄皇子及び、その盟友である中臣鎌足（藤原鎌足）により、大化の改
©2026 Hironobu Shiina All Rights Reserved.

新と称される中央集権化を目指す政権運営が始まっている。これは地方の旧来の地場権力を国家の統制の枠におくことであることから倭国の統治体制に混乱が起きていたことを想定できる。

『日本書紀』

(皇極天皇) 元年 (略) 蘇我大臣蝦夷 立己祖廟於葛城高宮 而爲八佾之舞
(略) 上宮大娘姬王 發憤而歎曰 蘇我臣 專擅國政 多行無禮 天無二日 國無二王 何由任意悉役封民 自茲結恨 (略)

(c.f. 『論語』八佾第三

孔子謂季氏 八佾舞於庭 是可忍也 孰不可忍也)

(皇極天皇) 二年十一月丙子朔 蘇我臣入鹿 遣小德巨勢德太臣 大仁土師娑婆連 掩山背大兄王等於斑鳩

(皇極天皇) 四年 (略) 六月丁酉朔甲辰。中大兄 (略) 斬入鹿臣。

以上のように推古天皇崩御後は倭国内の政権は内部の対立が続いていたことが伺わされることから朝鮮半島に対する統制力は弱まっていたと考えることができる。

この時期の朝鮮半島情勢を見ると新羅の真平王四十七年（西暦 625 年）に高句麗に唐への道を塞がれ、翌年の真平王四十八年（西暦 626 年）には百濟より城を攻め取られたとのことが『三国史記』に記されている。

これに対し新羅はしきりに唐に対して使者を送っている。

『日本書紀』を見ると舒明二年（西暦 630 年）に唐に使者を送っている。新旧唐書には貞觀五年（西暦 631 年）に倭国（日本）より使者が来たものの外交の失敗があつたことが記されている。

『日本書紀』の記述を見るとこの使者の派遣の前後には百濟と高句麗からの使者倭国に来ていることが記されていることからすると、この倭国から唐への使者の派遣は朝鮮半島内で起きている新羅に対する動乱についての取りまとめのため唐の側が倭国を呼んだというのが妥当であるようすに推測する。その時の唐の用意した朝鮮半島における条件案に関して同意ができないものであった可能性があるのではないか、と考える。

『日本書紀』

(皇極天皇) 二年 (略) 三月丙寅朔 高麗大使宴子拔 小使若德 百濟大使恩率

素子 小使德率武德 共朝貢 (略)

八月癸巳朔丁酉 以大仁大上君三田耜 大仁藥師惠日 遣於大唐 (略)

九月癸亥朔丙寅、高麗・百濟客歸于國 (略)

『三国史記』

新羅本紀 第四

(真平王) 三十年 (略) 二月高句麗侵北境虜獲八千人 四月高句麗拔

牛鳴山城

(真平王) 三十三年王遣使隋 奉表請師 隋煬帝許之 行兵事在 (略)

冬十月 百濟兵來圍假岑城百日 縣令讚德固守 力竭死之 城沒

『旧唐書』列伝第一百四十九上 東夷 倭国

貞觀五年 遣使獻方物 太宗矜其道遠 敕所司無令歲貢 又遣新州刺史高

表仁持節往撫之 表仁無綏遠之才 與王子爭禮 不宣朝命而還

『新唐書』列伝第一百四十五 東夷 日本

商用・非商用を問わず、事前許可のない転載・再配布・翻訳・要約等一切を禁止

太宗貞觀五年 遣使者入朝 帝矜其遠 詔有司毋拘歲貢 遣新州刺史高仁

表往諭 與王爭禮不平 不肯宣天子命而還 久之 更附新羅使者上書

*新旧『唐書』にある遠方の国そのため毎年の貢納はしないでよいというのは貢納国ではない倭国に対する華夷秩序に適うように行つた記載であると思われる

以上のようにこの段階までは倭国による朝鮮半島の影響力はまだ高いものであったと推測できる。しかし西暦640年代に入ると西暦642年及び西暦643年（新羅の善徳女王十一年及び十二年）には百済と高句麗が新羅に大きな侵攻を行つてゐる。これは日本の政局が先に見たように西暦642年以降中央政府に混乱が起きていたために朝鮮半島への影響力が弱まつたために起つた可能性があるだろう。

『三国史記』

新羅本紀 第五

(善徳女王)十一年春正月 遣使大唐獻方物 秋七月百濟王義慈大舉兵
攻取國西四十餘城 八月 又與高句麗謀 欲取党項城 以絕歸唐之路 王
遣使告急於太宗

(善徳女王) 十二年春正月遣使大唐獻方物 (略) 秋九月遣使大唐上言

高句麗 百濟侵凌臣國 累遭攻襲數十城 (略)

日本国内は先に見たように西暦 645 年に乙巳の変により、推古天皇期における統治体制が完全に崩壊し、更に国内改革を行ったために、朝鮮半島情勢に対する影響力がさらに減少した推測することができる。そのため、唐と結ぶことに積極的であったと推測できる新羅が朝鮮半島の勢力争いに置いて、攻勢にしていくことになったと考えることができる。西暦 645 年の唐による高句麗の遠征はその一環であるだろう。

商用・非商用を問わず、事前許可のない転載・再配布・翻訳・要約等一切を禁止

第四部 7世紀半ばに関する考察

第三部の最後の流れからで西暦 660 年には唐・新羅連合軍が百済を滅ぼすことに成功し、熊津都護府が置かれることになったと考えることができる。この百済滅亡を受けて行われたのが白村江の戦いになる。

白村江の戦いに関しては、『日本書紀』においては天智天皇称制二年の記事に見ることができる。この記事によると、百済の復興のために倭国は前将軍、中将軍、後将軍をそれぞれ二名ずつ任命し 2 万 7000 人の兵を派遣し、1 万の増援軍を編成したことが書かれている。

この戦いにおいては倭国軍が大敗をし、国家運営にも大きな衝撃となったとの解釈が一般的である。しかし、倭国軍は百済の遺民までも伴いながら、主要人物が日本列島への撤退を行っている。これは軍が崩壊したのではなく軍組織が機能していたことを強く示唆している。

仮に海を隔てた敵地において軍全体が大敗したとするならば、海という物理的招聘により本国への帰還は困難であり、退却先のない敵地にて掃討戦を受ける状態に追い込まれることが相当であろう。

『日本書紀』の記述をみると戦闘に参加していたのは中軍となっている。先に上げたように将軍の任命は上将軍・中将軍・下将軍ではなく、前将軍・中将軍・後将軍となっていたことから、実際に軍が前軍・中軍・後軍という編成だった可能性がある。

白村江の戦いの直前に前将軍が新羅方面で軍を展開していた記述があることからも軍が3軍に分かれて編成されていた可能性を想起させるものと考える。

そのため白村江において戦闘を行い大敗した中軍というのは中核の軍ではなく、文字通り中軍であり、全体の3分の1前後の兵力だったのではないか、と推測することができる。そのことから倭軍にとっては本拠から海を隔てた地で敗退したにも関わらず、倭軍は掃討戦を受けることもなく、百濟の遺民を連れ日本列島海という海を隔った地へ帰国することに対し、新羅及び唐の軍が阻止行動をすることができないほどの強力な軍組織を維持し続けていたとすることが妥当であろう。

(*) 後年、鶴林州都督府設置による新羅領が唐の支配体制構築後に、唐の朝廷内で則天武后的権力掌握過程による混乱があったにせよ、新羅が唐に対する西暦670年以降の紛争を仕掛け、日本に対して使者を派遣したのも倭の潜在的な軍事力が唐と対抗しうる規模として存在していた可能性が大きいことを示唆していることからも上記の白村江で倭が軍事的な大敗をしていなかったことの蓋然性を示す傍証となるだろう

なお、『日本書紀』における白村江の戦いの記述は軍の逐

次投入となっている。また、旧唐書・新唐書とともに東夷伝に

においては白村江の戦いについては倭もしくは日本ではなく百濟の条に記載されている。さらに軍を率いていた主体は豊璋となっている。軍の指揮の未熟さから兵權に強い権限を持つていたのは正規の將軍ではなく倭が百濟王に推戴した豊璋であったことには合理性があると考えることができる。そのため、白村江における軍の主力は旧百濟軍が主力であった可能性もあるだろう。その場合においては白村江に布陣した日本の兵力は全軍の 1/3 より更に少なかった可能性もある。

これは白村江後の天智天皇の年間のうち西暦 665 年以降の天智天皇五年（称制五年）からその末年である西暦 670 年（即位四年）においても高句麗（後に安東都護府？）、新羅、耽羅（済州島）及び唐が百濟の統治においていた熊津都督府より貢納の記事が出てくることからも、倭国の影響力が半島においても機能していたことが推定でき、倭国の軍事力が健在であったことを推測することができる。

調の奉獻については自国の史書の歴史観によるものの可能性があるものの、倭国が直接的に関わりの持たない高句麗滅亡という出来事の後にも高句麗（安東都護府？）からの奉獻の使者の記録が続いている。このことから朝鮮半島の倭国の影響力が続いていたことに妥当性があると考えられ

る。

隋の高句麗遠征で考察したとおり、唐の朝鮮半島遠征についても兵站の問題がある。そのため唐による朝鮮半島への動員可能兵力は上記における隋による高句麗の遠征軍と規模は同等程度であった可能性が高い。よって、四方を海に囲まれ、動員兵力を1箇所に集中することができ、地理的にも朝鮮半島に至近の倭国の軍事力は唐にとって無視できるものではないと推測できると考えられる。

以上より、本論では倭国へ何らかの貢納が続いていたと推測する。このことから、この戦いにおいて百濟王豊璋が高句麗に逃亡をしてしまったことにより、百濟復興の戦略目的が達成不能になったために、朝鮮半島より撤退を行った、と見るのが全体の推移として整合的であるように考える。

『日本書紀』

(天智天皇) 二年 (称制二年) (略) 三月 遣前將軍上毛野君稚子 間人連大蓋
中將軍巨勢神前臣譯語 三輪君根麻呂 後將軍阿倍引田臣比邏夫 大宅臣鎌柄
率二萬七千人打新羅

夏五月癸丑朔 犬上君闕名 (略) 見糺解於石城 糺解 仍語福信之罪

六月 前將軍上毛野君稚子等 取新羅沙鼻岐奴江二城 百濟王豐璋 嫌福信有謀

反心 (略) 王、勒健兒斬而醢首

秋八月壬午朔甲午 新羅 以百濟王斬已良將 謀直入國先取州柔 於是 百濟知賊

所計 謂諸將曰 今聞 大日本國之救將 (略) 率健兒萬餘 正當越海而至 願、

將軍等應預圖之 我欲自往待饗白村

戊戌 賊將至於州柔 繞其王城 大唐軍將率戰船一百七十艘 陣烈於白村江 戊申

日本船師初至者與大唐船師合戰 日本不利而退 大唐堅陣而守 己酉 日本諸將

與百濟王不觀氣象而相謂之曰 我等爭先彼應自退 更率日本亂伍中軍之卒 進打

大唐堅陣之軍 大唐便自左右夾船繞戰 須臾之際官軍敗績 赴水溺死者衆 艤舳

不得迴旋 (略) 是時 百濟王豐璋 與數人乘船逃去高麗

九月辛亥朔丁巳 百濟州柔城 始降於唐 是時 國人相謂之曰 州柔降矣 事无奈

何 百濟之名絕于今日 丘墓之所 豈能復往 但可往於豆禮城 會日本軍將等 相

謀事機所要 遂教本在枕服岐城之妻子等 令知去國之 (略) 甲戌、日本船師及

佐平余自信 達率木素貴子 谷那晉首 憶禮福留 幷國民等至於豆禮城 明日 發

船始向日本 (略)

五年（略）冬十月甲午朔己未 高麗遣臣乙相奄耶等進調（略）

六年（略）秋七月己未朔己巳 應羅遣佐平椽磨等貢獻（略）

（十一月丁巳朔乙丑 百濟鎮將劉仁願遣熊津都督府熊山縣令上柱國司馬法聰等

送大山下境部連石積等於筑紫都督府）

七年（即位元年）（略）夏四月乙卯朔庚申 百濟遣末都師父等進調（略）

秋七月高麗從越之路遣使進調（略）

秋九月壬午朔癸巳 新羅遣沙喙級浪金東嚴等進調（略）

（冬十月 大唐大將軍英公打滅高麗 高麗仲牟王初建國時 欲治千歲也 夫人云

善治國 可得也 當有七百年之治也 此國亡者當在七百年之末也）

八年（即位二年）（略）三月己卯朔己丑 應羅遣王子久麻伎等貢獻（略）

九月丁丑朔丁亥 新羅遣沙浪督儒等進調（略）

九年（即位三年）（略）秋九月辛未朔 遣阿曇連頗垂於新羅（略）

十年（即位四年）（略）春正月（略）丁未 高麗遣上部大相可婁等進調 辛亥

百濟鎮將劉仁願遣李守眞等上表（略）

十二月（略）己卯 新羅進調使沙浪金萬物等罷歸

『旧唐書』列伝第一百四十九上 東夷 百濟

劉仁軌及別帥杜爽 扶余隆率水軍及糧船 自熊津江往白江以會陸軍 同趨周留城

仁軌遇扶余豐之衆于白江之口 四戰皆捷

『新唐書』列伝第一百四十五 東夷 百濟

仁願已得齊兵 士氣振 乃與新羅王金法敏率步騎 而遣劉仁軌率舟師 自熊津江

偕進 趨周留城 豐眾屯白江口 四遇皆克 火四百艘 豐走不知所在

この翌年、九州地方において防人の配置や水城の整備を行っており、これは大陸からの侵攻への対応策という見解がある。しかしながら白村江の戦いの後、それほど間を置かずに唐との交渉が行われている。また倭国が冊封を受けていないことから唐が倭国に従属を求めることも、倭国が唐の従属下に入る動きもしていなかったと推測される。そのことから、大陸側からの軍事的脅威が必ずしも現実的な高まりではなかった可能性を示している。

ここで先の繼体天皇十一年の記事にみる新羅の任那地域への進出を行った際の記事を見ると、このときには6万の軍の派兵を計画している。それに対すると、より広い

地域を対象とする百濟復興のための軍が少數となっている。

これは乙巳の変後の新体制による国内の統制力の低下により、西暦 663 年当時の倭国では動員能力及び派兵能力の低下が起こっていた可能性が考えられる。

そのため、この九州地方への防備というものは国内の統制を高める目的があった可能性についても留意する必要があるよう思える。

これは後の時代における鎌倉時代の元寇の折、鎌倉幕府が本来幕府の支配下にない本所一円地の武士に対し、異国への脅威を名目に異国警固番役の賦課を行い、幕府による全国の武士への統制力を高めたことと類似する形式であろう。

『日本書紀』

(天智天皇) 三年 (称制三年) (略) 是歲 於對馬嶋 壱岐嶋 筑紫國等置防與烽 又於筑紫築大堤貯水 名曰水城

商用・非商用を問わず、事前許可のない転載・再配布・翻訳・要約等一切を禁止

第五部 その他

やや蛇足ではあるが本論の最後に次の二点に触れることにする。

(1) 隅田八幡神社人物画像鏡の金石文について

この銅鏡には次の文が刻まれている。

癸未年八月日十大王年男弟王在意柴沙加宮時斯麻念長寿遣開中費直穢人今州
利二人等取白上同二百旱作此竟

癸未年については西暦 503 年のことと推測される。続く「日十大王」については武烈天皇の治世が西暦 498 年から 506 年と推測されることから武烈天皇のこととなる。

武烈天皇の和風諡は「小泊瀬稚鷦鷯尊（おはつせのわかさざきのみこと）」である。

よって、「日十」は「に(ち)じゅう」であり、「二十日」を「はつか」と読むことから「日十」は「はつ」の音を表していると考えることができるだろう。

このことから「日十大王」で「はつのすめらのおおきみ」となり、「(お) はつ (せのわかさざき) のおおきみ」の音写なのではないかと、考えることができるのでないかと推定する。

(2) 「日本」の国号について

倭国から日本への国号への変遷は国側の史料である旧唐書・新唐書を見ると次のようにこの国号に関して書かれている。

『旧唐書』列伝第一百四十九上 東夷 倭国

日本國者倭國之別種也 以其國在日辺 故以日本為名 或曰 倭國自惡其名不雅
改為 日本 或云 日本旧小國 併倭國之地

『新唐書』列伝第一百四十五 東夷 日本

咸享元年 遣使賀平高麗 後稍習夏音 惡倭名 更號日本 使者自言 国近日所出
以為名 或云 日本乃小國 為倭所并 故冒其號

これらには小国である日本が倭国を併合したとしている記載がされている。

ここで咸享元年について考えてみる。咸享元年は西暦 670 年に当たる。日本ではその 2 年後、天智天皇の崩御後にその後継を巡り、天智天皇の子供である弘文天皇（大友皇子）と大海人皇子（天武天皇）が争った壬申の乱が起こっている。

この乱は大和政権の中ではもとは正当性が高いのは弘文天皇の近江の朝廷であつた。しかしながら伊勢・美濃・尾張以東といった大和政権から見ると東方の地域のみといった小勢力を率いた大海人皇子が勝利することとなった。このことは小勢力が大和政権全体を飲み込んだ事となり、新・旧唐書の記載に合致しているといえる。

よって中国側の史書に記載のある日本の国号への変更については壬申の乱についての情報が唐によって解釈され直した形と見ることができるであろう。

なお、新唐書のある咸享元年に倭国からの名称変更についての記事については、使者が音の意味を聞きその場で変更を行ったと言う記事になってい る。しかし、使者が独断でその場で国名の変更を行うことは、使者の権限を超えていくように思える。そのため日本という国号の変更の通知は後の時代に行われた可能性が高いとも推測できる。

この場合は、壬申の乱のあとに国号が変更された可能性が出てくる。ここで、壬申の乱の経緯を考えると、大海人皇子の陣営は弘文天皇の本拠である近江の東方である伊勢・美濃・尾張以東、すなわち日の本から進軍をしてきたことになる。そのため日本というのは大海人皇子陣営の自称であり、それが天武天皇（大海人皇子）の政権確立後、国号として使用されるようになつていった可能性についても留意する必要があるだろう。

『日本書紀』において天武天皇紀については壬申の乱について詳述することを要因として2巻に分けての記載となっている。このことから『“日本”書紀(日本紀)』という書物にとって大きな出来事であるということを示していると推測できる。この観点からは壬申の乱の大海上皇子勢力が日本の名称のもととなっている可能性と親和性が高いと考えることができよう。更には7世紀後半の天武天皇在位時に『日本書紀』を編纂始めたことの動機についても壬申の乱のときに自らが称した名称を新たに国号としたことから、その国号(=日本)についての古来よりの歴史を紀することとしたためと捉えることができるだろう。

* この場合であっても本来大和政権内の一派である伊勢・美濃・尾張以東からの支持という小勢力であった大海人皇子陣営が、それまでの大和政権の代表である弘文天皇陣営を征したことになるため、中国側の史料にある倭国が日本に取って代わられた記述に合致している。

(了)

参考文献

『日本書紀』 舎人親王 編

『古事記』 太安万侶 編

『三国史記』 金富軾 撰

『隋書』 魏徵 撰

『旧唐書』 劉昫 撰

『新唐書』 欧陽脩 撰

『論語』

Primary Sources

Nihon Shoki (Chronicles of Japan), compiled by Prince Toneri.

Kojiki (Records of Ancient Matters), compiled by Ō no Yasumaro.

Samguk Sagi (History of the Three Kingdoms), compiled by Kim Busik.

Book of Sui, compiled by Wei Zheng.

Old Book of Tang, compiled by Liu Xu.

New Book of Tang, compiled by Ouyang Xiu.

Analects (Lunyu).

This work is protected under international copyright conventions.

変更履歴

・誤字の修正 – 2026 年 1 月 4 日

・第三部における隋の軍の推計についての考察の最後に「なお」以下の文を追加

– 2026 年 1 月 6 日

・第二部の最後に 3 世紀なかばと 2 世紀はじめの倭と中華世界の接触の理由について

の記述を追加 – 2026 年 1 月 9 日

・第二部と第三部の文章調整と第二部で一部加筆 – 2026 年 1 月 13 日

商用・非商用を問わず、事前許可のない転載・再配布・翻訳・要約等一切を禁止

・誤字の修正と第二部の最後を加筆—2026年1月24日

・第四部の白村江の戦いに関して加筆修正 —2026年1月30日

・第二部の最後に『隋書』関係の記述を追記—2026年2月5日

・第二部で欽明天皇とするところを繼体天皇としていたところがあったので修正、及び誤字の修正—2026年2月6日

・第二部で崇神天皇時代の245年前後に関して追記及び整形、並びに第四部の白村江の戦いにおける旧百濟郡が主力であった軍編成の可能性に関し追記

—2026年2月19日

©2026 Hironobu Shiina All Rights Reserved.